

市・県民税が決まりました

平成20年度の市・県民税を納付費または口座振替(で納めていただく「普通徴収」のかたには、6月2日付けで納税通知書を発送します。

給料から市・県民税が引かれる「特別徴収」のかたには、事業所を通じて、税額の通知書が配布されます。

平成20年度の市県民税の変更点

変更点①

県民税均等割が変わります

平成20年4月から「水と緑の森づくり税」が導入されたことにより、均等割額が変わります。



市民税均等割 3000円(旧3千円)
 県民税均等割 1800円(旧1千円)
 均等割合計 4800円(旧4千円)

この税金は、豊かな森林環境を守り育て、次の世代に引継ぐために創設されました。主に

- 1 生育の思わしくない杉人工林を針広混交林へ誘導
- 2 枯れた松林の伐採と植栽

市県民税のしくみ

均等割 4,800円(一定額) + 所得割 所得に応じて金額が決定されます。 = 市県民税 普通徴収は年4回、特別徴収は年12回で納付します。就職・退職した場合などは回数が変わります。

所得割額の計算のしかた

収入 (給与収入、事業収入、年金収入等々) - 必要経費等 (給与所得控除、事業経費、公的年金控除等々) = ①所得金額

(一時所得や総合譲渡所得等には特別控除後や、さらに2分の1後の金額とするなどの規定があります)

①所得金額 - 所得控除額 (基礎控除、扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除、医療費控除等々) = ②課税所得金額

(千円未満切り捨て)

(算出所得割額)

②課税所得金額 × 税率 市民税6% 県民税4% - 税額控除 (配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除等々) = ③課税所得金額

③課税所得金額 - 配当割額控除額 - 株式等譲渡所得割額控除額 = 所得割額

計算の例

課税所得金額が300万円の場合の算出所得割額

300万円 × 6% = 18万円(市民税)
 (課税所得金額) (税率)

300万円 × 4% = 12万円(県民税)
 (課税所得金額) (税率)

分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

問い合わせ先

税務課市民税係

☎43-7033

用語解説

市・県民税

前年中の所得に基づき納めていただく地方税で、均等割と所得割との合計額で計算します。

学校を卒業して就職した年は、前年に所得が無ければ市・県民税は課税されませんが、退職した年は、現時点で所得が無くなった場合でも、前年の所得に基づいて市・県民税が課税されます。

均等割

行政施策に要する費用の一部を、広く均等に市民のかたに負担していただく趣旨で設けられているもので、前年中に一定以上の所得があったかたに負担していただく税金です。

所得割

前年の所得に基づき算出する税金です。所得税を基準に所得を求めますが、控除額は所得税と異なっています。

普通徴収

市・県民税を6月、8月、10月、翌年1月の年4回、納付書または口座振替で納付する方法です。

特別徴収

給与所得者が対象で、市・県民税を毎月の給料から事業所が差し引いて市に納付する方法です。6月から翌年5月までの12回で全額納付します(年の途中で就職や退職した場合は異なります)。